

## 【第23準備書面の要旨】

### (はじめに) 本準備書面の目的

本準備書面においては、被告らの原子力災害の未然防止上の義務違反に係る被告東電の準備書面（6）による反論（以下「追加反論」という。）及びこれに関連した被告国（第14準備書面による反論について、主張を行う。

### 第1章 被告らの追加反論を踏まえた本訴訟の争点

#### 第1 法律上の争点

1 本訴訟で被告らに問われているのは、原子力防災上の注意義務（安全基準）が高度の注意義務であることについての自覚の欠如であること

被告らに原子力防災上課されている注意義務が「高度の注意義務」であることは、条理、常識上余りにも当然の事柄であって何人も否定し得ないことは、これまでの判例、学説からも明白であり、被告らも正面からこれを否定できないでいる。したがって、課されている注意義務が高度の注意義務であることを無視して意図的に「想定外」の対応をした場合には、故意又はそれに匹敵する重大な過失があると認定されるべきである。

2 被告らには「長期評価」が一般防災対策を目的として策定されたものであることについての自覚が欠如していること

推進本部の「長期評価」が、一般防災を目的として策定、公表されていることは、周知の事柄である。したがって、これを原子力防災の対象とすべき予測と評価すべきか否かは、原子力防災上課されている注意義務が「高度の注意義務」であるとの観点から判断されなければならないことは、自明の理である。しかるに、被告らは、かかる観点を全く欠如したまま、「長期評価」批判の反論を展開している。

#### 第2 事実認定上の争点

①被告らの「長期評価」批判には、自己矛盾の批判が多い。例えば、被告らは、「長期評価」が、1896年明治三陸地震に加えて、1611年慶長三陸地震及び1677年延宝房総沖地震をも日本海溝寄り領域で発生した津波地震と評価したことを批判するが、自らが採用する土木学会の「津波評価技術」及び中央防災会議の報告書においても同様に評価しているのである。

②このような自己矛盾の論点を除くと、本訴訟の争点は、既往の津波地震の発生場所と日本海溝寄り領域とに地体構造上の同一性又は近似性があると科学的に評価できるか否かの問題に帰着し、かつ、その判断は、「長期評価」はプレートの構造によるとしているのに対し、被告らは海底下の地質構造によるとしている。したがって、争点は、この一点に帰着するということである。

## 第2章 原告第12準備書面の「第1章 高度の注意義務」について

第1（追加反論「第2 本訴訟における過失評価の基本的観点」の「1 求められる予見可能性の程度について」が失当であることについて）

反論は、結果回避義務は予見可能性の程度と相関関係にあるとして、予見義務への論及を避けているが、それが誤りであることは、次のとおりである。

①現在の判例・学説上、過失は、行為義務としての予見義務及び結果回避義務の違反に見出される（四宮和夫著）。

②そして、被告東電が参考文献に挙げる我妻榮ほか編の文献も、化学工場の排水について、行為義務として高度の注意義務が課されていることを認めた熊本地裁の熊本水俣病第一次訴訟判決を挙げて、これが「今日では、他の種類の企業も遵守するべき確固とした準則となっているといってよいであろう。」とするとともに、これを理解しない見解は「戦前のような法的感覚で問題をとらえており、正しくない。」としているのである。

第2（追加反論「第2 本訴訟における過失評価の基本的観点」の「2 本件

事故当時の津波評価や津波対策の在り方について」（以下「追加反論第2の2」という。）が失当であることについて）

①反論は、本件事故当時の津波評価や津波対策の在り方について、確定論的安全評価と確率論的安全評価という2つの考え方がある中で、津波予測に対して防止対策を講じるのは確定論的安全評価の対象となる津波予測だけであるとし、かつ、その安全評価を「確立した知見（既往の確実な知見）」か否かを基準としている。しかし、これは、高度の注意義務を否定するものであり、誤りである。

②反論は、「ドライサイトコンセプト」という観点から、原告が主張している回避措置について反論しているが、反論の内容は、原告が依拠する長期評価が確定論的安全評価の対象となる津波予測ではないことであって、これも、高度の注意義務を否定する誤った反論である。

第3（追加反論「第2 本訴訟における過失評価の基本的観点」中の「3 原子力発電所の安全対策が全体のバランスや優先度を考慮して総合的に構築される必要があること」が失当であることについて）

反論は、原子力発電所の安全対策が全体のバランスや優先度を考慮して総合的に構築される必要があるとして、種々理由を挙げているが、要するに、原子力発電所の安全対策の対象は、「確立した知見（既往の確実な知見）」としての予測に限定されるとするものである。しかし、これは高度の注意義務を否定するものであって誤りである。

第3章 原告第11準備書面の「第2章 地震調査研究推進本部の「長期評価」」について

第1（追加反論「第3 本件事故前の地震・津波に関する知見の状況」の「1 福島県沖海溝寄り領域では大規模地震・津波が発生するとは考えられていなか

ったこと」（以下「追加反論第3の1」という。）が失当であることについて）

反論は、「福島県沖海溝寄り領域では大規模地震・津波が発生するとは考えられていなかった」として、次の観点から「長期評価」を批判しているが、それが誤りであることは、本準備書面において詳述しているとおりである。

- ①地震地体構造論
- ②比較沈み込み学
- ③アスペリティ・モデル
- ④津波地震

## 第2～第6

第2（追加反論「第3 本件事故前の地震・津波に関する知見の状況」の「3 長期評価策定の経緯について」が失当であることについて）

第3（追加反論「第3 本件事故前の地震・津波に関する知見の状況」の「4 三陸沖から房総沖にかけての長期評価の見解について」（以下「追加反論第3の4」という。）が失当であることについて）

第4（追加反論「第3 本件事故前の地震・津波に関する知見の状況」の「5 長期評価の見解が原子力発電所の津波対策に直ちに取り入れができるようなものではなかったこと」が失当であることについて）

第5（追加反論「第3 本件事故前の地震・津波に関する知見の状況」の「6 ハード面での対策を想定する場合とソフト面での対策を想定する場面とでは、依拠する知見についても自ずと異なってくること」が失当であることについて）

第6（追加反論「第3 本件事故前の地震・津波に関する知見の状況」の「7 垣見マップについて」が失当であることについて）

上記第2～第6における反論は、「長期評価」について、次の観点から批判しているが、それがいずれも失当であることは、本準備書面において詳述していると

おりである。

- ①長期評価策定の目的、経緯
- ②通説的見解に明らかに齟齬し、具体的根拠も何ら示していないこと
- ③ポアソン過程に基づく非常に大雑把な発生確率であること
- ④審議状況
- ⑤「長期評価」の「構造」
- ⑥地震本部内外から、次々と疑義が呈されたこと
- ⑦「長期評価」に信頼度が付されたこと
- ⑧地震本部が平成17年3月に公表した「全国を概観した地震動予測地図」
- ⑨ハード面での対策を想定する場合とソフト面での対策を想定する場面とでは、依拠する知見についても自ずと異なってくること
- ⑩垣見マップも「長期評価」を取り入れていないこと

第7（追加反論「第3　本件事故前の地震・津波に関する知見の状況」の「9 地震・津波学者の専門的見解について」が失当であることについて）

反論は、下記①～⑩の専門家の意見等のうち、①～⑧の専門家については「長期評価」を批判するものとして評価し、⑨～⑩の専門家については「長期評価」を支持するものとして批判しているが、いずれも失当であることは、本準備書面において詳述しているとおりである。

①津村氏、②松澤氏、③今村氏、④首藤氏、⑤谷岡氏、⑥笠原氏、⑦佐竹氏、  
⑧阿部氏、⑨島崎氏、⑩都司氏

第8（追加反論「第3　本件事故前の地震・津波に関する知見の状況」の「10 小括」が失当であることについて）

反論は、刑事無罪判決が被告東電の「長期評価」についての評価と概ね同様の評価をしているとして、同判決の「第6 「長期評価」の信頼性」中の次の項目を挙げて

いるが、これら項目における判示は、高度の注意義務を否定する「確立した知見（既往の確実な知見）」の観点によるものであり、かつ、「長期評価」の科学的根拠を正解しない失当なものであることは、本準備書面において詳述しているとおりである。

- ① 「3 評価方法、審議過程」
- ② 「5 一つの領域として評価したことについて」
- ③ 「6 専門家らの評価」
- ④ 「9 小括」

第4章 原告第11準備書面の「第1章 土木学会の「津波評価技術」及び「第3章 中央防災会議の「専門調査会報告」」について

第1（追加反論「第3 本件事故前の地震・津波に関する知見の状況」の「2 土木学会による「津波評価技術」の策定」（以下「追加反論第3の2」という。）が失当であることについて）

反論は、土木学会が策定した「津波評価技術」について、7省庁課題に適切に対応したものであって、既往地震だけを考慮するものではないとしているが、「津波評価技術」実体は、原告第21準備書面第4章第1の「1」項で詳述しているとおり、既往の地震の知見をそのまま用いて津波計算の技法を策定したに過ぎず、それ以上、福島県沖海溝寄り領域等についての「地体構造区別評価」という観点からの独自の検討はしていないであって、失当である。

第2（追加反論「第3 本件事故前の地震・津波に関する知見の状況」の「8 中央防災会議の専門調査会報告について」が失当であることについて）

反論は、中央防災会議の専門調査会報告は、北海道ワーキンググループにおける詳細な検討・審議がされた上で、長期評価の見解は将来的な津波発生を客観的に基礎付けるものではないとして明確に防災対策の対象から除外されるに至ったもの

である旨主張するが、同調査会報告は、一般防災における人、物、金の限界という政治上、行政上の観点から防災対策の対象を固有地震のみに限定したことによるものであって、「長期評価」の科学的根拠とは全く関係がなく、失当である。

第5章 追加反論「第4 長期評価の見解を踏まえた被告東京電力の対応について」（以下「追加反論第4」という。）が失当であることについて

第1（追加反論第4の「1 長期評価公表後の被告東京電力の対応について」が失当であることについて）

①反論は、土木学会及び被告東電以外の電気事業者らも「長期評価」を津波対策に取り入れなかつたとするが、いずれも「確立した知見（既往の確実な知見）」に基づく対応によるものであり、「長期評価」批判としては失当である。

②また、反論は、推進本部ですら、「長期評価」後に公表した「全国を概観した地震動予測地図」において、「長期評価」を確定論としては取り込みず、確率論における知見として採用するに留まっていたとするが、これは、「全国を概観した地震動予測地図」を誤用するものであり、失当である。

③更に反論は、「長期評価」公表直後の保安院によるヒアリングへの被告東電の説明が相当であった旨主張するが、その説明が「津波評価技術」及び佐竹回答メールについての誤った説明であり、かつ、それに基づいて保安院の担当官も誤った理解をしたのであって、失当である。

第2（追加反論第4の「2 確率論的津波評価手法の研究発展について」が失当であることについて）

反論は、土木学会津波評価部会が「長期評価」を対象に確率論的津波ハザード解析手法の研究を進めていたとして、被告東電が直ちに「長期評価」を取り入れなかつたことを正当化しているが、この確率論的津波ハザード解析手法の研究の内容が無意味なものであることは、既に原告が従前の主張で述べているところ、同部会の

委員であった被告東電の酒井氏(土木調査グループのグループマネジャー)自身が、同部会における確率論的津波ハザード解析手法の研究が余り意味のないものであつた旨証言しているのであり、失当である。

第3（追加反論第4の「3 耐震バックチェックにおける長期評価の見解を踏まえた検討について」（以下「追加反論第4の3」という。）が失当であることについて）

1 追加反論第4の3の「（1）新耐震指針の策定と耐震バックチェックの指示」について

（1）反論は原告が従前の主張において指摘した問題点については全く反論しておらず、追加反論として失当である。

ア 反論は、安全委が新耐震指針を策定したことにより保安院が発した耐震バックチェック指示が、相当なものであるとする。しかし、この指示が、「虚構の安全」を前提とする誤ったものであることは、原告が、従前の主張において、次の3つの観点から詳述しているところである。

①土木学会の「津波評価技術」を根拠に、「あくまで既設発電用原子炉については従来の安全審査等によって耐震安全性が十分に確保されていることを前提」とすることの誤り

②新指針をバックフィットではなくバックチェックにとどめたことの誤り

③保安院のバックチェック指示が、土木学会の「津波評価技術」を内容とするものであることの誤り

イ 然るに反論は、上記の誤りについては何ら論及することなく、従前の反論を繰り返しているに過ぎない。

（2）バックチェックルールに「津波評価技術」が取り込まれた経緯についての原告の従前の主張の補充

バックチェックルールは事務局案に基づき策定されたが、この事務局案を作成し

た保安院の原子力発電安全審査課耐震安全室長川原修氏は、検察官に対し、バックチェックルールに「津波評価技術」を取り込んだ経緯について供述（平成24年1月6日付け検察官面前調書）しているが、この供述により、川原氏が「津波評価技術」の実体を誤って理解していたことにより取り込んでいることが判明している。

## 2 追加反論第4の3の次の（2）～（6）の項目について

- （2）本件原発のバックチェックに向けた対応方針の検討
  - （3）今村教授からの聴取（追加反論）
  - （4）平成20年試算について
  - （5）バックチェックにおける会社としての対応方針の決定
  - （6）被告東京電力の対応方針に対する専門家の評価について
- （1）反論の概要

反論は、経営陣が、バックチェック対応を所管していた土木調査グループが長期評価の見解をバックチェックに取り込む方向で進めていた作業にストップをかけ、かつ、土木学会津波評価部会に検討を委託するということで長期評価の見解への対応を先送りするとの決定を下し、かつ、その決定においてバックチェック審査を担当する専門家の理解を得るという方針を示したことが何ら違法ではないとして、その理由を上記追加反論反論（2）乃至度（6）において縷々述べている。

### （2）上記反論が失当であることについて

ア 上記反論全般について、失当である理由は次のとおりである。

- ①被告東電の反論は、「高度の注意義務」が課されていることについての自覚の欠如に基づく反論であること
- ②被告東電の反論は、「長期評価」の科学的根拠についての理解の欠如に基づく反論であること
- ③被告東電の反論は、「津波評価技術」の実体を偽り、誤用したものであること

④被告東電が、上記①及び②の前提を取る理由は、被告東電が、「長期評価」を原子力防災の対象に取り込むか否かを、「既設原子炉の稼働停止」リスクの有無によって判断していたことを正当化するためであったこと

⑤被告国の規制権限の放棄が、被告東電の上記④を助長していたこと  
イ 上記反論（2）及び（3）は、土木調査グループが、長期評価の見解を否定できないとして、バックチェックに取り込む方向で作業を進めていた次の事由を正解しない反論である。

①土木調査グループが今村教授、阿部教授両氏の意見聴取に及んだ経緯について

③聴取していた今村、阿部両氏の意見とその科学的根拠について  
③土木調査グループが認識していた「長期評価」を否定できない科学的根拠について

ウ 上記反論（4）は、「平成20年計算結果」（被告東電の土木調査グループが「長期評価」に基づく津波計算を東電設計に委託し、平成20年3月18日に得たその結果）が単なる「試算」に過ぎないとするが、「平成20年計算結果」が、土木調査グループにおいて、「長期評価」に緊急に対応する必要があるとして、所属する対策センターの各グループ全体で、福島第一原発を浸水から防護する具体的な方策の検討を鋭意進めるためのものであったことは、土木調査グループの酒井氏、高尾氏、金戸氏の各証言等から明らかであり、失当である。

エ 上記反論（5）は、被告東電の経営陣が平成20年7月31日に土木調査グループに下した方針決定を相当とするものであるが、これが同決定の違法な実体を偽るものであることは、被告東電内部の「会議後回収」と記された機密文書や土木調査グループの酒井氏の発していたメール等により判明しているところであって、失当である。

オ 上記反論（6）は、複数の専門家に平成20年7月31日の津波対策先送りの決定について報告しているが異論は一人もいなかったとして、この決定を正当化

しようとしている。しかし、専門家の意見といえども、「長期評価」の科学的根拠及び原発事業者には高度の注意義務が課されていることを正解しない意見は、いくら積み重ねても正当化の根拠とはなり得ない上に、各専門家は、それなりの条件付きで了解しているのであって、失当である。

カ 上記（1）～（5）の原告主張の補充として、次の点を、関係者の刑事裁判における証言や検察官面前調書等に基づき、主張、立証している。

①被告東電が主導した四社協議等他の電力事業者との協議の実体とその違法性について

②対策センターの関係グループにおいては、平成20年7月31日の経営陣の上記決定により、具体的な対策は実施し得ない状態に陥ったまま本件事故に至ったが、同決定後においても、福島第一原発を浸水から防護する対策の検討は進めいたこと

③被告東電は「長期評価」を耐震性のバックチェック中間報告に取り入れていたこと、及びそれは被告東電が「長期評価」について予見義務があると評価していたことを示すこと

第4（追加反論「第5 土木学会津波評価部会（第IV期）における審議経過について」（以下「追加反論第5」という。）が失当であることについて）

1（追加反論第5の「1 土木学会津波評価部会（第IV期）では海溝寄り領域について北部と南部で区分する方向で議論が進められていたこと」について）

反論は、土木学会津波評価部会（第IV期）では、幹事団の提案を受けて、海溝寄り領域について北部と南部で区分する方向で議論が進められていたことを理由として、本件地震直前の時点では、既に平成20年試算の前提となった長期評価の見解は専門家の間で支持されなくなっていた、としている。しかし、それが失当であることは、次の事項ごとに本準備書面において詳述しているとおりである。

①幹事団が提案した日本海溝寄り領域を北部と南部に分ける考えは、津波地震

の日本海溝寄り領域における発生領域につき、基本的に「長期評価」の「どこでも起こる」という考え方を取り入れたものであること

②土木学会津波評価部会のアンケート結果も、津波地震の発生領域を北部と南部で区分することを正当化し得るものではないこと  
る。

③幹事団の提案は、「長期評価」の影響を受ける被告東電を含む事業者が、できる限りその影響を低減できれば「助かる」「救われる」という意向に沿って策定されたものであって、相応の科学的根拠を伴うものではなかったこと

④反論の「幹事団提案について土木学会津波評価部会で異論がなかつたことは同提案の科学的裏付けとはならないこと

## 2（追加反論第5の「2 海溝寄り領域南部に関する波源モデルの検討状況について」について）

反論は、延宝房総沖地震を参考に波源モデルを設定する方向で議論が進められていたが、実際に同地震をどのように参考にして波源を設定するかについては、まだ議論の途上にあり、まだ具体的な対策に取り込めるような状況にはなかつたとしているが、次のとおり無意味かつ誤りの反論であつて失当である。

①無意味な反論：「長期評価」を原子力防災対策の対象とすべき場合には、日本海溝寄りの福島県沖の津波地震としては、当然に明治三陸地震によるべきこととなる上に、その想定津波の計算は「長期評価」公表時において既に可能であったことは、これまで繰り返し述べてきているところである。したがつて、反論の主張する茨城県波源モデルの問題は、本来的に「長期評価」とは無縁の問題であつて、反論として無意味であり失当である。

②誤りの反論：反論は、延宝房総沖地震の波源モデルについて、一定の知見の集積はあったものの種々問題が残されていて、「本件事故の時点で確定論的に津波対策に取り込めるような状況にはなかつた」とする。しかし、これは、被告らが、原

子力防災対策上課されている「高度の注意義務」の観点からは到底許容し得ない「確立した知見（既往の確実な知見）」論を前提とするからであって、誤りである。そして、この点は、国会事故調（甲口43・47頁）が、次のように指摘して、厳しく批判しているとおりである。

・「科学的に厳密な予測ができるまで対策を取らないという立場では、対応は遅れるばかりである。波源モデルが不確定な場合でも、保守的に安全側に設定して対策を講じればよい。現に東電自身も平成20（2008）年にはそのような方法で長期評価の津波高さを推定している。」

### 3（追加反論第5の「3 被告東京電力が土木学会における審議状況を踏まえて津波対策の検討を開始していたこと」について）

反論は、被告東電がワーキンググループを設け、土木学会の審議状況も踏まえ、科学的・客観的な科学的知見や根拠を踏まえて適切に対応するという姿勢に基づいて対策検討及び自らの調査を行っていたとする。しかし、それが失当であることは、次のとおりである。

①土木調査グループに対する経営陣の誤った違法な対応：土木調査グループが設置した「津波対策ワーキンググループ」においては、「科学的・客観的な科学的知見や根拠を踏まえて適切に対応」していたと評価し得る面があったとしても、経営陣が土木学会津波評価部会への研究委託を理由に、違法にも、その速やかな実施を阻止し続けていたことは既述のとおりであって、不適切かつ違法な対応に終始していたことは、明らかである。

②堆積物調査は「長期評価」を無視するためのもの：反論は、上記の堆積物調査を実施していたことを自賛しているが、この調査が阿部氏の「長期評価」を「無視するためには、積極的な証拠が必要」、「福島県沿岸で津波堆積物の調査を実施し、地震本部の見解に対応するような津波が過去に発生していないことを示すことがよいのではないか。」との助言に基づいて実施されたものであることは、被告東

電も自認しているところである。本来であれば、「長期評価」公表後速やかにこれに基づく津波対策を実施すべきであったにもかかわらず、違法にもこれを無視するための証拠作りとして実施していたに過ぎず、反省すべきところであり、失当である。

## 第6章 被告国及び被告東電の地元自治体に対する背信的対応について(補充主張)

### 第1 被告東電が保安院に平成20年3月31日に提出した耐震バックチェック中間報告について

被告東電は、平成20年3月31日、津波の安全性評価抜きの耐震バックチェック中間報告を保安院に提出するとともに、地元自治体である福島県に対し、武藤副本部長が、福島第一原発の大出所長、福島第二原発の石崎所長とともに、上記中間報告の内容の説明を行っているが、その説明が地元自治体に対する背信的なものであったことは、次のとおりである。

①偽りの安全評価であったこと：「耐震安全性評価」は、地震及びその随伴事象である津波を一体的に評価対象としなければ、安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されているか否かの正しい評価を行ない得ないことは当然の理であるのに、上記中間報告は、津波を評価対象外として地震についての耐震性のみを対象とし、安全上重要な「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能が確保されていると評価したものであり、偽りの評価であるところ、同報告を所管していた土木調査グループのマネジャー酒井氏自身も、かかる安全性評価が「うそ」となることを認める証言をしているところである。

②重要な津波情報を隠蔽したこと：被告東電は、当時、既に得られていた「長期評価」に基づき想定される津波水位の情報（「概略検討で7.7m、詳細検討すればさらに大きくなる可能性がある」）を、上記説明時に隠蔽していたのみならず、武藤副本部長等の経営陣及び福島第一原発の大出所長等の幹部職員は、その後幾度も地元自治体である双葉町の町長であった原告と面談していながら、かかる情報を

完全に秘匿し続けていた。そのことが、双葉町等の地元自治体が被告東電と締結していた安全確保協定を形骸化し、原告の双葉町長としての同協定等に基づく職務執行を妨害するものであって、原告に対し、本件事故を未然に防止して双葉町と町民の生命、身体及び財産を保護する責務を全うし得ない結果をもたらすに至ったことは、言うまでもないことである。

③津波情報を隠蔽したために、津波対策工事ができなくなったこと：地元自治体に対し、津波情報を隠蔽すれば、その津波対策としての工事もできなくなることは、酒井氏が、津波対策と地震対策の相違として、津波につき、「結局、見える場で工事をするので、結果的に、津波の場合には対策工事はできないわけです。」と証言しているとおりである。

④「津波評価技術」の実体を偽ったこと：被告東電は、想定問答集を作成して上記説明に臨んでいたが、この想定問答集中には、「現在の津波評価については、「原子力発電所の津波評価技術」（平成14年・土木学会）に基づき、過去最大の津波はもとより発生の可能性が否定できないより大きな津波を想定していることから、津波に対する発電所の安全性は十分確保されているものと考えている。」との記載があったが、これは、既往の過去最大の津波しか想定していないという「津波評価技術」の実体を偽ったものであることは、これまでにも繰り返し述べてきていているとおりである。

## 第2 被告東電が平成20年9月10日に福島第一原発において開催した社内会議について

### 1 上記会議の概要及び出席者

上記会議は、福島第一原発の幹部に対する耐震バックチェック説明会として開催されたものであって、同原発の小森所長以下18名の幹部職員が参加していたが、その会議の概要是、「会議後回収」と記された非公開文書に記載されているとおりであって、「長期評価」に基づく想定津波水位が、福島第一原発において最高15.

7mとなることや、「長期評価」についてはこれまで確定論ではなく確率論で扱ってきたが、「地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避」であることを、被告東電の本店が福島第一原発の幹部に対し説明し、周知徹底を図るものであった。

2 被告東電は、地元自治体に対し、上記会議で伝達した情報を秘匿しつづけたこと

本店の経営陣及び福島第一原発の小森所長等幹部は、その後幾度も地元双葉町の町長であった原告と面談していくながら、この「不可避」等の情報を原告に秘匿し、原発の「絶対安全」は確保されている旨装い続けていた。本店経営陣がこれを機密情報としたことによるものであり、被告東電の地元自治体に対する意図的で重大かつ悪質な背信的行為であると言わざるを得ない。

3 被告らは、上記の意図的で重大かつ悪質な背信的行為についての責任に対し、誠実に対応すべきであること

(1) 原発の「絶対安全」確保の責務が被告東電及び被告国に課されていることについては、被告らが共に原発設置当時から公表、自認し、双葉町を含む地元自治体に対して保証していたことは、原告がこれまで繰り返し述べてきているところである。しかし、その一方で、被告東電は、上記のとおり重要情報を隠蔽しつつ、社内的には、「確立した知見（既往の確実な知見）」による予測に対してしか安全対策を実施していなかったのであり、かつ、被告国もこれを放置、容認していたのである。

(2) 原告は、被告らが、上記のような意図的で重大かつ悪質な背信行為の結果として本件事故を惹起し、原告らに甚大な被害をもたらしたことを直視し、原告の本訴訟における主張に対し速やかに誠実に対応し、地元自治体との信頼関係の回復に

最大限の努力を尽くすべきであると考える。

## 第7章 被告国の第14準備書面による追加反論が失当であることについて

### (規制権限不行使の違法性についての補充主張)

#### 第1 (はじめに・・本章の目的)

被告国の第14準備書面による主張（以下「被告国の中張」という）は、刑事事件の尋問調書等に基づくものであるが、被告国の中制権限不行使の違法性は、これら刑事事件の尋問調書等によって一層明らかにされているので、本章においては、その点について、補充して述べることとする。

#### 第2 高度の注意義務について

①被告国も、「原子力発電所に高い安全性が求められている」ことを自認している（被告国第14準備書面57頁）。そして、「高い安全性」というのは、「普通の安全性」では許容されないということであり、かつ、「安全性」を法的な安全基準としての「注意義務」に置き換えれば、「高度の注意義務」ということになる。

②しかし、被告国の中張は、この「高い安全性」という観点を、「津波評価技術」については適用し、「長期評価」については適用しないというものであって、ダブルスタンダードの矛盾に陥っている。原因は、「長期評価」批判のために、異論、疑問が呈されていれば、その内容の相当性を問わず、「長期評価」批判に用いていたため、自らが科学的かつ合理的な根拠があると評価していた「津波評価技術」自体が「長期評価」と同様に延宝房総沖地震を津波地震と評価していたことの説明に窮し、「高い安全性」論を持ち出して、自己矛盾を糊塗しようとしたものと解される。

#### 第3 被告国の中期評価への対応の違法性について

## 1 被告国（保安院）の「長期評価」公表直後の平成14年8月の被告東電に対するヒアリングに関する川原調書（川原氏の検察官面前調書）について

上記の川原調書における川原氏の供述は、如何に被告国の規制当局としての監視、監督体制が弱体である上に、個々の担当者の判断能力が低く、機能不全状況にあつたかを如実に示していると解すべきものであり、その要点は次のとおりである。

①川原氏が、「津波評価技術」については「積極的に否定する明確な根拠」がないとして取り入れ、「長期評価」については「積極的に否定する明確な根拠」がない程度であるとして取り入れないとする論法の誤りを犯していること。

②川原氏が、「津波評価技術」の実体を誤り、「津波評価技術」が日本海溝寄り領域の福島県沖には津波地震が発生しないと判断していると誤って理解していること。

③川原氏が、被告東電の高尾氏からの佐竹回答についての誤った報告をそのまま鵜呑みにしてしまう誤りを犯していること。

④保安院は、川原氏の上記の誤った理解に基づき、その後本件事故に至るまで、被告東電が「長期評価」を想定外とすることを放置し、容認していたこと。

## 2 溢水勉強会に関する小野調書（小野氏の検察官面前調書）について

小野氏の上記調書における供述の要点は次のとおりであり、規制当局である保安院が、自ら規制権限を放棄したままでは、原子力事業者は、いくら保安院の要請を受けても、実際には動かない状態にあったということを明らかにしている。

①溢水勉強会は、被告国及び被告東電を含む事業者側が、「津波評価技術」の実体を誤用して、「津波評価技術」によって既往最大のみならず「発生の可能性が否定できない津波」まで想定し対策を講じているので原発の安全性は十分に保たれているという「虚構の安全」を前提にして設置、運営されていた。

②被告東電等の事業者側は、上記の「虚構の安全」に基づき、地元自治体等に対し「原発は絶対に安全」と説明していたこと、及び保安院も、規制権限を自主的

に放棄したことにより、溢水勉強会も「念のための自主的対応」という位置付けで非公開、非公表とし、かつ、事業者側がいくら安全対策の実施に消極的であっても、何らの指示も強制できないという状況に陥っていた。

### 3 バックチェック指示に関する川原調書（川原氏の検察官面前調書）について

①川原氏の上記調書における供述により、同氏がバックチェックルールの事務局案を作成し、そのとおりルール化されたこと、及び同氏が、「津波評価技術」の実体を誤って理解して、改訂された審査指針が定める「極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波」まで取り込んだものと誤解していたため、「津波評価技術」の実体そのものがルール化されてしまったことは、既述（原告第13準備書面（その1）第2章第1の2（2）（22頁）を踏まえた本準備書面第5章第3の1（3））のとおりである。

②川原氏が明らかにした上記のバックチェックルール作成に関する事実は、保安院のバックチェックルール作成という重要案件を所管する部署の「津波評価技術」及び「長期評価」に関する理解が如何に欠如して機能不全に陥っていたかを示すものと言うべきである。

### 4 保安院の本件事故直前の3月7日の被告東電に対するヒアリングに関する名倉審査官の尋問調書について

①保安院の名倉審査官の刑事裁判における証人尋問調書によれば、同氏が、上記ヒアリングにおいて、被告東電から平成20年3月の明治三陸地震に基づく津波計算結果（最大津波水位15.7m）及び同年8月の延宝房総沖地震に基づく津波計算結果（同13.5m）の報告を受けながら何らの指示もせず放置していたことについて、「感覚としてまひしているというか、これに対して、どう考えたらいいか分からない状態でした。」等という驚くべき証言をしていることは、既述（第5章第3の2（2）オ）のとおりである。

②また、名倉審査官の上記の証言は、保安院の被告東電に対する規制が、このような「感覚がまひ」した安全審査官らによって担われていたということを端的に示すものと解すべきであることも、既述（第5章第3の2（2）オ）のとおりである。

#### 第4 被告国の貞觀津波への対応の違法性について

1 保安院の平成21年9月7日の被告東電に対する貞觀津波の計算結果についてのヒアリングに関する小林調書（小林氏の検察官面前調書）について

（1）保安院が平成21年9月7日に開催した被告東電に対する貞觀津波の計算結果のヒアリングに「欠席」とうそをついたことについて

①小林氏は、上記調書において、「欠席」とうそをついた理由について、「報告に対し、何らの指示も出さなかつたのは、恥ずかしながら、着任後それほど時間が経つていなかつたため、不勉強で自信がなかつたことによる」等と供述している。

②小林氏の上記供述は、小林氏の個人的な責任問題であるとともに、保安院の審査体制の組織的な脆弱性という次元の問題としても捉えるべきである。着任後間もなくで不勉強であれば審査室長としての職責を全うし得ないことは当然であって、これでは被告国（東電）の規制権限不行使が横行し、これに伴つて被告東電等事業者の重大な不作為も横行することも必然である。規制当局としてのかかる脆弱な体制を放置していた被告国（東電）の責任の重大性こそが問われるべきである。

（2）上記平成21年9月7日のヒアリングにおいて名倉審査官が「無邪気に計算してJNESが大騒ぎすることは避ける」等と発言したことについて

①上記小林調書に添付された資料によれば、名倉審査官が上記のような発言をしていることが認められる。

②そして、この発言については、仙台高裁令和2年9月30日判決が、次のとおり批判しているところである。

- ・「同審査官が、規制の対象者たる原子力事業者である一審被告東電の担当者

の面前で、「福島の状況に基づき JNES をよくコントロールしたい。無邪気に計算して JNES が大騒ぎすることは避ける。」などと発言していたというのであるから、これでは原子力規制機関であるはずの保安院が、原子力事業者である一審被告東電の側に立ち、むしろ原子力事業者と一体化して、（略） JNES による安全性のチェックを阻止しようとしていたとの批判すら免れず、原子力規制機関の担当官としては誠にあるまじき言動であったといわざるを得ない。」（215～217頁）

2 貞觀津波の知見の進展に伴う「長期評価」の改訂に対する被告国文科省及び保安院の対応に関する高尾証人尋問調書、小林調書（小林氏の検察官面前調書）及び島崎論文について

（1）推進本部の「長期評価」の改訂版である「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）」（以下「長期評価（第二版）」という。）が、推進本部事務局の文科省によって、公表延期の上で、被告東電の要請どおりに修正されたことについて

ア 高尾証人尋問調書における高尾氏の証言及び同調書の指定弁護士資料によれば、文科省と被告東電等事業者との平成23年3月3日の情報交換会が文科省からの呼びかけで開催され、その際、被告東電から、次の2点について要望があり、文科省が了解している。

①貞觀地震の震源はまだ特定できていない、と読めるようにして頂きたい。  
②貞觀地震が繰り返し発生しているかのようにも読めるので、表現を工夫して頂きたい。

イ 島崎氏は、島崎論文（「第11回 葬られた津波対策をたどって」（『科学』第89巻第11号）において、事務局である文科省の対応状況を次のとおり記述している。

a) 「長期評価（第二版）」の公表が延期された状況

平成23年3月9日に地震調査委員会において承認が得られて公表する予定であったが、事務局の要請で4月に延期された。

b) 事務局により修正された状況

①主文の「2－2次の地震 宮城県沖から福島県沖にかけて」の節において、「なお、貞觀地震の震源域は推定できたものの、貞觀地震以外の震源域は不明である。」が加わった。

②主文の「3今後に向けて」の章において、次の文章が加わった。

「貞觀地震については津波堆積物調査等から断層モデルが推定されたが、今後新しい知見が得られれば、断層モデルが改良されることが期待される。また、貞觀地震の地震動についてと、貞觀地震が固有地震として繰り返し発生しているかについては、これらを判断するのに適切なデータが十分でないため、さらなる調査研究が必要である。」

ウ 評価

推進本部の事務局である文科省が、地震調査委員会に無断で「長期評価(第二版)」の案文を修正することは、推進本部の地震調査委員会に課された使命を没却するものであって、到底、許容され得ないことは言うまでもないことであるが、これは、同文科省が2002年7月に「長期評価」が公表される直前に、内閣府からの不当な圧力による但し書きの付記を受け入れたときの状況にも通じるものである。

(2) 保安院の被告東電に対する平成23年3月7日のヒアリングについて

ア 開催の経緯

保安院の安全審査室長として上記ヒアリングを開催した小林氏の小林調書(小林氏の検察官面前調書)によれば、同ヒアリングが開催された経緯の概要は、次のことおりであった。

①文科省と平成23年2月22日に情報交換会を実施したが、その際、文科省より、推進本部が日本海溝沿いの地震活動について、改めて長期評価を行っており、その中で貞觀地震についても触れる予定で、4月には公表する予定であることの説

明があり、びっくりした。

②そこで、小林氏は、この情報交換会の結果を受けて、3月7日に東京電力に対する貞觀津波に関するヒアリングを開催することとした。

#### イ 開催状況

開催状況は、小林調書添付の議事録により明らかになっているが、小林氏の小林調書における上述によれば、その要点は、次のとおりであった。

①東京電力の津波対策工事の予定が、「津波評価技術」が改訂される平成24年10月の時点で、工事完了とまではいかなくとも、方針だけは決められるよう検討を進めている旨だったので、私として、それでは遅すぎると思い、その旨指摘した。

②これに対し、東電からは、「津波評価技術」の改訂版においては、「長期評価」の内容を踏まえ、1677年発生の房総沖地震を参考にして、日本海溝寄りのプレート間大地震の波源モデルを設定する方針であるところ、これが福島第一・第二原子力発電所に大きく影響する。そのため、貞觀地震津波を取り込むか否かにかかわらず、対策を検討することになる旨の説明があった。

③私は、この説明を聞き、ある程度検討に時間要するのも仕方がないと思い、それ以上東京電力を追及するのはやめることとした。

#### ウ 評価

保安院の以上のような貞觀津波についての推進本部の「長期評価（第二版）」公表への対応は、2002年7月公表の「長期評価」への対応と異なり、被告東電に対し、津波対策工事の実施を強く迫るものではあった。しかし、被告東電が第4期の土木学会津波評価部会における検討状況を説明したことにより、保安院も、その検討を理由とする津波対策工事の先送りを了承し、その後も、何らの具体的な指示も出さないまま本件事故を迎えるに至った。要するに、保安院の「長期評価（第二版）」への対応は、結局は、2002年7月公表の「長期評価」と同様に、自ら規制権限を放棄して東京電力の自主努力に委ね、何らの規制権限も行使しないという

ものであったということである。

## 第8章 裁判例から見た本件事故に対する法的判断及び事実判断

### 1 本件事故の評価の在り方・・「高度の注意義務」を認めるか否か

(1) 本件事件の最大の論点は、推進本部が平成14年7月31日に公表した「長期評価」について、被告らに、

①予見義務が認められるか否か

②予見義務が認められるとして、本件事故についての予見可能性が認められるか否か

③予見可能性が認められるとして、本件事故についての回避義務・回避可能性が認められるか否か

である。

(2) そして、「長期評価」についての上記論点についての評価の在り方については、被告らに対し、「高度の注意義務」が課されていることを認めるか否かである。地震、津波等の自然現象については、その確実な予測が極めて困難であることは公知の事実であるところから、一般防災の観点からも、不確実な予測への適切な対応が不可避であるところ、高度の注意義務が課されている原子力防災においては、より適切な対応が法的に要請されていることは既述のとおりであって、かかる要請を適切に踏まえれば踏まえるほど、「長期評価の見解」については、当然に予測すべき義務が肯定される可能性が高くなる一方、かかる要請を軽視すればするほど、予測すべき義務を否定する可能性が高くなることとなる、ということである。

### 2 地裁判決からみた評価の在り方

また、実際にも、各地裁判決を評価すると、次のとおりであって、上記の「評価の在り方」が正しいことが明確になっている。

①東京地裁民事判決（148頁～）：「高度の注意義務」を肯定した上で、

「長期評価」についての予見義務を肯定

②横浜地裁判決（150頁）：概ね同上

③名古屋地裁判決（151頁）：「高度の注意義務」を予見義務については認め、回避措置義務については否定した上で、「長期評価」についての予見義務を認め、回避措置義務を否定

④千葉地裁判決（153頁）：同上

⑤東京地裁刑事判決（155頁）：「高度の注意義務」を否定した上で、「長期評価」についての予見義務を否定

### 3 本章において評価対象とする3件の高裁判決の要点

(1) 現在までに言い渡されている高裁判決は、3件あり、その要点は次のとおりであって、上記の「評価の在り方」どおりの判決内容となっている。

①仙台高裁令和2年9月30日判決（原審・福島地裁）：「高度の注意義務」を肯定した上で、「長期評価」についての予見義務・予見可能性及び回避措置義務・回避可能性を肯定

②東京高裁令和3年2月19日判決（原審・千葉地裁）：同上

③東京高裁令和3年1月21日判決（原審・前橋地裁）：「高度の注意義務」を否定した上で、「長期評価」に基づく予見義務・予見可能性及び回避措置義務・回避可能性を否定

(2) そこで、本章においては、この3件の高裁判決について、予見義務・予見可能性の部分までについて、その概要を詳述しているところである。